



令和元年 7 月 12 日（金）		高山記者クラブ配布資料	
所 属	担 当 課	担 当 者	電話番号
古川土木事務所	総務課 河川砂防課	高田 功 野村 達弥	0577-73-2911 (内線 210、261)

「魚のみち」をまもる県民、集まる！！

「フィッシュウェイ・サポーターの委嘱式・講習会」開催

岐阜県では「清流の国ぎふ」づくりの一環として、多様な生物が川を遡上・降下できる「魚のみち」の保全に努めています。

そこで、県管理河川や砂防施設に設置された魚道を年 1 回程度点検し、点検結果を踏まえて修繕・改修するため、平成 25 年度にフィッシュウェイ・サポーター制度を創設しました。これまでに 200 名近くの方々にサポーターを委嘱し、協働で魚道点検を行っています。

今年度、古川土木事務所管内で新しく認定される 2 名のフィッシュウェイ・サポーターの委嘱式と講習会を下記のとおり実施しますので、お知らせします。

記

- 実施日時** 令和元年 7 月 25 日（木）
フィッシュウェイ・サポーター委嘱式 9：00 ～ 9：30
フィッシュウェイ・サポーター講習会 9：30 ～ 11：00
- 実施場所** 古川土木事務所 1 階会議室
- 対 象 者** 令和元年度委嘱予定のフィッシュウェイ・サポーター 2 名（再委嘱 15 名）
（古川土木事務所管内）
- 内 容** フィッシュウェイ・サポーターの委嘱式及び講習会
・管内の魚道状況
・活動の内容
・魚道カルテの作成方法
・今後の日程

1. フィッシュウェイ・サポーターとは

岐阜県では「清流の国ぎふづくり」を進めており、「清流環境保全」施策の一つとして、多様な生物が遡上・降下できる「水みち」の連続性を確保することを掲げています。

しかし、床止め、堰のように河川を横断する工作物に設置されている魚道については、魚道内への土砂の堆積や洪水時の転石の衝突による破損などにより機能の低下が生じ、魚類等の遡上・降下に支障をきたしているところもあります。

土木事務所においては河川ごとに年1～2回程度の河川巡視を行っていますが、県管理河川および砂防施設には672箇所の魚道が設置されており、これらの状態把握や機能確保の手法などが課題となっています。

そこで、魚道の機能を維持していくために年1回程度点検を行い魚道の状態を把握することとしています。職員だけでは十分に点検を実施することが困難であるため、平成25年度にフィッシュウェイ・サポーター制度を創設し、県民協働により多様な生物が遡上・降下できる魚道の機能確保を目指しています。

2. フィッシュウェイ・サポーターの任務

県管理河川や砂防設備に設置されている魚道について「清流の国ぎふ・魚道カルテ」を用いて年1回以上点検を行っていただき、修繕に必要な対策などについても提案していただきます。

【フィッシュウェイ・サポーター活動内容】

- 「清流の国ぎふ・魚道カルテ」を用いた魚道の点検とその結果の報告
- 必要に応じ魚道の対策に関する提案



「清流の国ぎふ・魚道カルテ」を用いた点検状況

「清流の国ぎふ・魚道カルテ」

魚道の諸元、
状態、評価等
を記入する
チェックシート